

令和7年度川崎臨海部プロモーション推進業務委託 業務仕様書

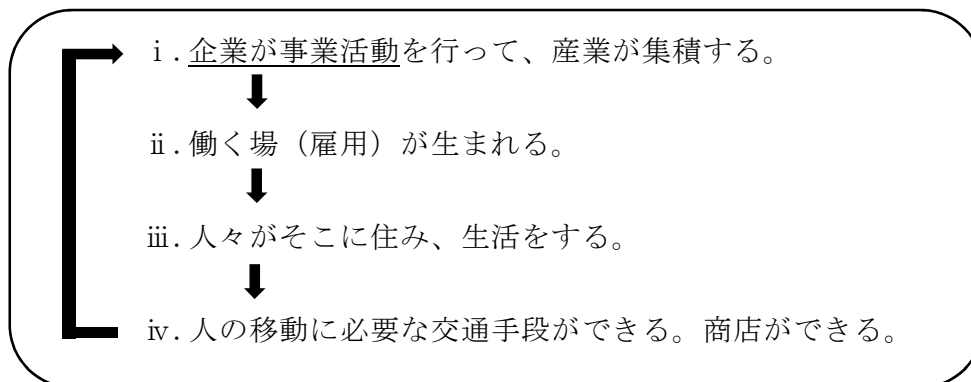
1 背景・課題

- (1) 川崎市内最大の産業拠点である川崎臨海部は、川崎市民の生活を支え、川崎市の発展、さらには日本の成長を牽引してきた。
- (2) 川崎臨海部は、様々な産業、人材、知性や文化が高度に融合し、社会変革を先導する新しい価値を生み出すとともに、川崎の玄関口として世界に飛躍してきたエリアである。
- (3) カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた取組や、大規模な土地利用転換など、川崎臨海部は、100年に一度のかつてない大変革期を迎えている。
- (4) 今後、川崎臨海部は、世界に先駆けて高付加価値化とカーボンニュートラル化を両立させる、さらに突き抜けたエリアとなる。
- (5) 本市は、川崎臨海部活性化のための施策を積極的に展開するとともに、必要な公共投資を行うことから、その意義等について、十分な市民理解を得る必要がある。
- (6) したがって、川崎臨海部の持続的な発展のためには、企業から活動拠点として選ばれ続けるとともに、**市民の「誇り」となる**ことが重要である。
- (7) 一方で、川崎臨海部エリアのほとんどは工業専用地域であり、一般市民が当該エリアを訪れることはまれであること、工場で製造している製品の多くは素材であり、市民生活に身近な一般消費財ではないこと、キングスカイフロントで行われている最先端の研究内容は非常に難解であることなどから、**市民の認知度や理解度は極めて低い**という課題がある。

2 目的

川崎市は、以下のサイクルで発展してきた経緯があり、「企業による事業活動」と「人が住むこと」の2点が維持、持続することで、安定的な税収につながり、必要な基盤整備や福祉・教育施策を実施することができている。

そのため、本業務は、川崎市の中でも立地集積度の高い臨海部の**企業の持続的な事業活動が、まちの活性化に寄与し、ひいては市民生活にも大きく影響する**ということについて市民の理解を得ることを目的とする。



「まちが発展する流れ」

したがって、本業務では上記目的に向け、主に次の2点のメッセージについて、多くの

市民に伝わるように、「4 業務内容」に掲げる業務を委託するものである。

●「川崎臨海部が私たちの生活を支えているとても大切な場所である」こと。

具体的には、次の①から⑦に掲げる点で市民生活を支えている。

- ①ものづくり（素材）
- ②エネルギー（電力やガソリン）
- ③リサイクル（特にプラスチックリサイクル）
- ④港の機能（工業港、エネルギー供給拠点、物流拠点）
- ⑤ライフサイエンス研究開発
- ⑥臨海部の法人が納めている税金
- ⑦雇用、地域経済（経済波及効果）

●「100年に一度の大転換期を迎えている」こと。

具体的には、次の⑧及び⑨に掲げる100年に一度のビッグプロジェクトである。

- ⑧カーボンニュートラルコンビナートの実現に向けた取組
- ⑨大規模な土地利用転換

3 履行場所・期間

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部 ほか
令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 写真撮影

川崎臨海部エリアの様々な風景や、一般市民が見ることができないような工場や施設の内部などを新規撮影する。

ア 撮影した全ての写真の著作権は、本市に帰属するものとし、本市の判断で、時期を定めず、本市SNS、ホームページ、印刷物等に掲載できるものとする。

イ 撮影は晴天日に行うこととし、撮影日数として、ロケハンに1日、撮影に3日（上半期2日、下半期1日）程度を想定している。

ウ 撮影箇所、撮影日の行程は、委託者が決定するものとする。

エ 撮影に必要なとなる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。ただし、川崎臨海部の立地企業・機関への取材、許可等との連絡調整が必要な場合は、委託者が行うものとする。

オ 超高精細撮影機材や遠隔操縦機（ドローン）等の専門機材や映像技術を十分に活用すること。

カ 肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続が必要な場合は受託者において行うこと。

キ 写真撮影は、JPEGの他にRAW形式でも行うこと。ウェブサイトで使用しない画像についても、JPEG 及びRAW 形式の電子データで納品すること。

(2) イラスト制作

川崎臨海部の特徴などをわかりやすくイメージできるようなイラストを、デザインし、5画像程度制作すること。

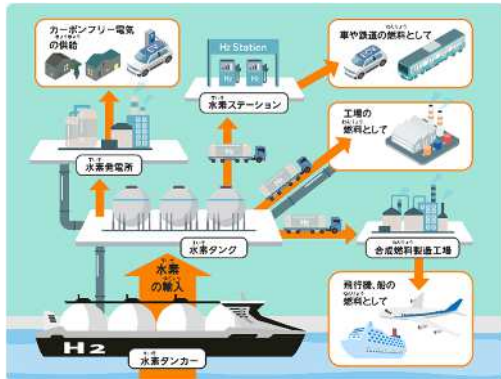
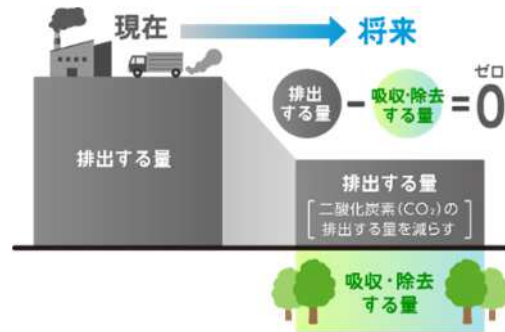
5画像のうち、2画像程度は委託者が提示するテーマ又はエリア（例：扇島、南渡田地区の将来イメージ）について、受託者がデザインの企画立案から行うものとし、3画像程度は委託者が提供するラフ案（簡単なデザイン又は参考レイアウト）に基づいて制作するものとする。

なお、制作した全ての画像の著作権は、本市に帰属するものとし、本市の判断で、時期を定めず、本市SNS、ホームページ、印刷物等に掲載できるものとする。

また、成果物は画像データ（jpeg または png 形式）と ai データで納品するほか、画像内で使用している個々のイラスト素材についても納品すること。（納品する個々のイラスト素材は成果物を確認して、委託者が指定するものとする）

【参考1：令和5年度に制作した「川崎臨海部副読本」で作成したイラスト】





川崎臨海部副読本（小学生版）：

https://kawasaki-rinkaibu.jp/fukudokuhon_elementary/

川崎臨海部副読本（中高生版）：

https://kawasaki-rinkaibu.jp/fukudokuhon_school/

【参考 2：川崎市市政だより】

令和 7 年 2 月号 ： <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000173505.html>

令和 6 年 1 2 月号 ： <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000171165.html>

（3）川崎臨海部公式ウェブサイトのリニューアル

ア 本市が設置している川崎臨海部公式ウェブサイト（<https://kawasaki-rinkaibu.jp>）のデザイン、ページ構成、使用画像等について、抜本的な改変を行うものとする。

イ ドメインは現行と同じ <https://kawasaki-rinkaibu.jp> とすることとし、ドメインの権利関係が、現在の業務受託事業者から受託者へ引き継がれるよう委託者が手配する。

ウ 標準的なブラウザ（Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari など）に加えて、できるだけ多くのブラウザで閲覧可能なコンテンツとすること。

エ 一般的なエンジン（Yahoo!、Google など）における検索結果の上位に表示されるよう対策すること。

オ ユーザー解析のためにアクセスログを取得できること。

カ 日本語でページを作成し、全てのページを PC 用レイアウト及びスマートフォン用レイアウトでの表示に対応するものとする。

キ イメージ部に動きのあるしつらえや、レイアウト、ページデザインとレスポンシブ WEB デザインに対応したわかりやすいページ構成によりリニューアルすること。

ク 提案資格確認結果通知後に提供する川崎市ホームページ作成ガイドライン及び川崎市

ホームページアクセシビリティ対応基準書に準拠した内容であり、必要に応じてその対策を行うこと。

ケ リニューアルページの構成、デザイン、レイアウトの提案を行うこと。

コ 受託者は、本仕様書に基づき構成・デザイン案を作成し、委託者に提案すること。委託者は受託者と協議のうえ、ウェブサイトの構成、デザイン、レイアウト等を決定する。

サ 川崎臨海部公式SNS（X及びInstagram）との連携プラグインを行うこと。

シ 受託者だけでなく委託者がコンテンツ更新を行うことを想定し、専門知識がない者でも操作可能となるようWordPress等のCMSの実装も併せて行うこと。コンテンツの更新が行いやすいページ構成とすること。

ス セキュリティ対策を行うこと。本システムへの不正アクセス、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に抑えるため、万全のセキュリティ対策を講じること。

セ 第三者からのサーバーへの不正なアクセス等により改ざんや消失、毀損が生じた場合は、原因を解明し、速やかに対策を講じるとともに委託者へ報告すること。その他本システムにおいて必要と考えられる対策を講じること。

ソ 受託者は、本業務の履行に当たり、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程、川崎市情報セキュリティ基準に準じた対策を取ること。また川崎市ホームページ作成ガイドライン、川崎市ホームページアクセシビリティ対応基準書に準じて制作すること。

タ サイト運用、情報発信にかかるアカウント及びパスワードはすべて、委託者と受託者双方で共有する。アカウント及びパスワードは原則として、委託者が作成し、受託者にその情報を提供するものとするが、受託者が作成する場合には事前に委託者の承諾を得ること。また、パスワードの変更は原則として委託者のみが行うものとし、受託者が業務上変更を必要とする場合は委託者の承諾を得たうえで変更すること。

チ リニューアル後のホームページに掲載する内容は本市と協議を行い、決定するものとするが、現時点では、概ね次の内容を想定している。

(ア) 令和6年度に作成した動画、リーフレット（の素材）、及びデジタルポスターの掲載【新設】

動画は視聴回数を上げるため、トップページに掲載すること。

○動画

<https://www.youtube.com/watch?v=KgAy9GDlvow&list=PL70Lb7fKyWsi9qgVHZHUwTz1W0QrdWNhp&index=2>

○リーフレット

https://www.city.kawasaki.jp/590/cmsfiles/contents/0000055/55849/leafletA4_20250114.pdf

(イ) 立地企業・機関の情報

既存のページ（<https://kawasaki-rinkaibu.jp/location/>）をより見やすく、掲載企業の事業内容や位置（企業所在地が容易にわかるような地図のイラストを作成すること）が一般市民にもわかるように改変すること。

(ウ) 「川崎臨海部しごとスタイルプログラム」に関する情報【新設】

現在は、川崎市ホームページに掲載している「川崎臨海部しごとスタイルプログラム」の情報を効果的な構成・ページデザインにより掲載する。

なお、本情報に関する写真やテキスト情報は本市から提供するものとする。

○川崎臨海部しごとスタイルプログラム

<https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000132618.html>

(エ)「川崎臨海部副読本」に関する情報

現在、市立学校の児童・生徒が使用している学習用のデジタル端末（GIGA 端末）からアクセスしていることから、ドメインは変更しないこと。

ページの入り口をバナーにするなど、閲覧者を惹き付けるような工夫をすること。

また、川崎臨海部副読本の web コンテンツについて、本市職員が提示する修正・加筆記事に従って、既存ページの年次更新（テキストの修正や写真差替え程度）をすること。

また、新規ページとして静的ページ 4 ページ程度（年 1 回）の作成を予定すること。

(オ) 市の施策へのリンク

現在、「市の取組」(<https://kawasaki-rinkaibu.jp/city/>)として、本市の各施策を紹介する川崎市ページへのリンクページを掲載しているが、それぞれの施策のバナーイラストを制作するなど、よりわかりやすく見やすいページに改変する。

(カ)「ニュース」「イベント」の情報

現在掲載している「ニュース」「イベント」の情報は引き続き掲載すること。

(4) 川崎臨海部の視察等、市民へのPRに係る対応

川崎臨海部の視察を希望する団体、市民、学校等が移動するための移動用車両（観光バス等）を手配すること。視察を希望する団体等並びに車両提供・運行事業者との連絡調整、及び視察当日の説明並びに添乗業務は本市職員が行うこととする。年間 7 台（約 40 名/1 台、1 日）程度の実施を目安とする。

(5) マスメディア掲載状況の把握

テレビ、新聞、雑誌、インターネットニュース等において川崎臨海部が取り上げられて報道された状況を確認し、掲載記事等をクリッピングするとともに、広告換算額を算出して、本市へ報告すること。（クリッピングは毎月報告し、広告換算額は年度末に集計して報告すること）

なお、本市報道発表に伴うもの以外の全ての関連メディア掲載をその対象とすること。

【参考】

川崎市総合計画第 3 期実施計画 事務事業点検シートで掲げている成果指標

事務事業コード：40401060

事務事業名：臨海部活性化推進事業

成果指標：「川崎臨海部」関連話題のメディア露出に係る広告換算金額

<https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000151/151210/4-4.pdf>

5 機密に属する情報の保護等及び成果物の著作権について

本市から貸与する機密に属する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理することとする。なお、これらの情報については、電子メール、はがき、FAX等漏洩の危険が大きい方法での送達を厳に認めない。

(1) 秘密保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た機密に属する情報を、受託者の担当外部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。

これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。

イ 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

(2) 複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製してはならない。

(3) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

(4) 事故発生時における報告義務

受託者は、目的物の納入前に事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、契約目的物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後にすべてを消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかにすべてを消去すること。

(6) 成果物の著作権等

ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

イ 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作権人格権が残存する場合においては、その内容を納品時にすべて明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。

ウ 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

6 その他

(1) 本仕様に定める業務に係る機器、消耗品等に係る実費経費のほか、業務に要する打

合せ費用などもすべて契約代金に含まれるものとする。

- (2) 本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、本市と速やかに協議しその指示に従うものとする。
- (4) 成果物の引き渡し後に不良箇所が発見された場合は、委託者の指示により補足修正を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。